

文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定 申請事件（平成 22 年（セ）第 5 号）の終結について

公害等調整委員会事務局

1 事案の概要

本件は、文京区所在の木造 2 階建ての住宅（本件建物）に居住する夫婦（申請人ら）が、その近隣においてマンション等の解体工事を施工した解体工事会社（被申請人）に対し、申請人 X（夫）については、工事に伴う振動により自己が所有する本件建物に損傷が生じたほか、振動、騒音、粉じんにより精神的苦痛を被ったとして、181 万 9366 円の損害賠償を求め、申請人 Y（妻）については、振動、騒音及び粉じんにより健康被害及び精神的苦痛を被ったとして、79 万 7200 円の損害賠償を求めた事案です。

本件の主な争点は、①工事に伴う振動と本件建物の損傷との因果関係の有無、②本件建物の損傷以外の被害の有無、③受忍限度超過の有無、④申請人らに生じた損害額の 4 点です。

2 審理の経過

公害等調整委員会は、本申請を受け付けた後、直ちに裁定委員会を設け、4 回の審問期日を開催し、振動及び騒音に関する専門委員 1 名を選任したほか、現地調査、参考人尋問、本人尋問等を実施するなど手続を進めました。その結果、申請人らの申請のうち、申請人 X については、本件建物の被害額の一部（33 万 8498 円）及び振動による慰謝料（10 万円）の合計 44 万 8498 円の支払を求める限度で、申請人 Y（妻）については、振動による慰謝料の 10 万円の支払を求める限度で、それぞれ認容する

旨の裁定を行い、本件は終了しました。

3 裁定の概要

上記 4 つの争点に関する裁定委員会の判断の骨子は、概要、以下のとおりです。

(1) 工事に伴う振動と本件建物の損傷との因果関係の有無（争点①）について

工事に伴う振動による影響の有無を調査するため、被申請人の依頼を受けた家屋調査会社が、工事前後に本件建物の調査を実施したところ、その事後調査の結果を記した事後調査報告書には、申請人が主張する各損傷のうち、一部の損傷については、工事との因果関係を認める旨の記載がされている。また、この記載内容に関して、専門委員は、敷地境界における各測定値

（最大値）及び本件建物が軟弱地盤上に立地する木造住宅であることを前提として、かかる木質系住宅内に振動が伝搬すると共振増幅することが考えられることや、本件における L10 の測定値は規制基準を超えていないものの、規制基準は、「人の全身振動感覚」を根拠として規定されており、建物被害を対象としたものではない一方、建物被害は瞬時の強い振動の影響を受けると考えられることなどにかんがみれば、工事に伴う振動によって、本件建物に局所的な影響が及んだとしても不思議ではなく、また、事実調査時に、本件建物の損傷箇所を調査・確認したが、事後調査報告書の判断内容を覆すほどの事実は認められなかったとの見解を示している。以上に対

し、被申請人は、事後調査報告書の判断内容が信用できない旨縷々主張するが、いずれの主張も理由があるとは認められず、そのほか、本件証拠を精査しても、事後調査報告書の判断内容に疑いを差し挟むべき事情はない。

以上によれば、事後調査報告書において、工事との因果関係を認める旨の記載がされている損傷箇所については、工事との因果関係を認めるのが相当であるが、申請人Xが主張するそのほかの損傷箇所については、工事との因果関係を認めることはできない。

(2) 本件建物の損傷以外の被害の有無（争点②）について

申請人らが、工事に伴う振動、騒音、粉じんにより、精神的苦痛を受けたことは認められるが、申請人Xが主張する粉じんによる被害（外回りの清掃代金相当額等）及び申請人Yが主張する健康被害については、各被害の発生ないし工事との因果関係を認めるに足りる証拠がなく、認められない。

(3) 受忍限度超過の有無（争点③）について

ア 振動について

規制基準の遵守の有無は、諸事情の総合判断における一要素にとどまるものであり、測定値が規制基準を上回っていないことをもって、受忍限度の範囲内であると即断することはできない

そして、振動が人に与える影響に関する知見や上記(1)記載の専門委員による知見のほか、本件工事期間中、複数の近隣住民が文京区に対し、振動に関する苦情を度々申し入れていたことなどにかんがみ

れば、申請人らは、工事期間中、長期間にわたって継続的に振動を体感し続け、また度々、相当程度に激しい振動を体感していたことが認められる。そうすると、申請人らに対する侵害の程度については、必ずしも小さいと評価できるものではない。また、ジャイアントブレーカーを使用して耐圧盤等の基礎部分の解体作業を実施していた期間については、各測定値を上回る程度の大きな振動が生じていた可能性も考えられる。さらに、被申請人が、申請人らの苦情に対し、適切かつ誠実な対応を行っていたとは認められない上、被申請人が講じた実際の防振措置をみても、振動を防止するための相当かつ有効な措置を講じたとは評価できない。

以上の諸事情に加え、本件建物周辺が閑静な住宅地であることをも併せ考えれば、申請人らが工事に伴う振動により受けた精神的被害は、敷地境界におけるL10の各測定値が規制基準を上回るものではなかったことを考慮しても、受忍限度を超えるものであったと認められる。

イ 騒音及び粉じんについて

工事期間中、どの程度の騒音及び粉じんが発生していたのか、証拠上明らかではない。また、被申請人は、騒音及び粉じんに対しては、申請人らの被害を防止するための相応の対策を講じていたことが認められる。

以上によれば、工事により、受忍限度を超える違法な騒音及び粉じんが発生したとまでは認められない。

(4) 申請人らに生じた損害額（争点④）について

ア 本件建物の損害額

家屋調査の担当者の供述等に照らすと、経年劣化の点が本件建物の損傷に影響を及ぼしていることは否定できず、工事に伴う振動のみが本件建物の損傷の発生に寄与したものということとはできない。そして、工事に伴う振動が本件建物の損傷の発生に及ぼした割合については、経年劣化の点に加え、工事の内容・期間、生じた振動の程度、本件建物に生じている要補修箇所の内容・性質、申請人らが提出している修繕費用の見積書の内容等も考慮すれば、これを3割と認めるのが相当である。

したがって、本件建物の所有者である申請人Xが被った損害額は、修繕費用の見積金額の3割である34万8498円と認められる。

イ 工事に伴う振動による慰謝料額

申請人らの精神的苦痛を慰謝するには、振動の程度及びその態様等を考慮しつつ、一方、工事期間や敷地境界における測定値等を勘案すれば、申請人らにつき、各10万円が相当というべきである。

ウ 結論

以上によれば、申請人Xに生じた損害額は44万8498円、申請人Yに生じた損害額は10万円とそれぞれ認められる。

4 本裁定の意義

(1) 振動による建物被害に関する判断について

ア 近隣工事の振動に起因する建物被害の事案においては、①工事と建物被害との間に因果関係があるか否か、②工事との因果関係があるとしても、生じた被害の全部が工事に起因するものか否かが争われる場合が多く、本裁定においても、

上記2点についての判断が示されています（なお、建物被害による損害賠償請求事案においては、i. 建物被害の存在、ii. 建物被害と工事との因果関係、iii. 施工者の故意・過失が立証されれば、施工者の賠償責任が認められ、基本的に、この種の紛争で下記(2)記載の受忍限度論が問題になることはないと考えられます。）。

イ 上記①の点（因果関係の判断）について

因果関係の立証責任は、被害者側が負うこととなりますが、工事前後の建物の状況が保全されていない場合や、工事期間中の振動の程度を示す客観的証拠がない場合など、被害者側が、因果関係の立証に苦慮するケースは少なくありません。

本件においては、家屋調査会社が作成した、工事と建物損傷との間の因果関係を認める内容の調査報告書が存在したことから、かかる調査報告書の判断内容の信用性が激しく争われました。本裁定は、その判断内容の信用性を肯定し、工事と建物損傷との間の因果関係を認めたわけですが、その判断に当たっては、「裁定の概要」に記載したとおり、振動に関する専門家である専門委員の技術的知見が、重要な根拠の1つとなっています。

各分野についての学識経験を有する専門家を専門委員として選任し、その学識経験を裁定判断に活かすことができる点（公害等調整委員会設置法18条参照）は、公害等調整委員会における裁定手続の特色の1つですが、本件も、この特色が十分に活かされた事案であったといえることができます。

ウ 上記②の点（損害額の判断）について
本件は、「裁定の概要」に記載したとおり、経年劣化の点が本件建物の損傷に影響していることが否定できない事案であったことから、本裁定は、これらの点を考慮し、工事が本件建物の損傷に及ぼした割合を3割と認定して、その範囲で、被申請人の賠償責任を認めました。

このように、寄与度による割合的認定の手法を用いた判断は、建物被害が問題となったこれまでの裁判例においても、損害の公平な分担という見地から、多く見られるところです（例えば、京都地裁平成5年3月16日判決・判タ827号250頁、釧路地裁昭和63年2月9日判決・判タ663号144頁、横浜地裁昭和59年10月28日判決・判タ545号186頁参照）。

本裁定は、生じた被害の全部が工事に起因するとはいえない場合の損害額の認定手法を示した事案として、事例的意義を有するものであり、また、本裁定が示した寄与割合の定め方に関する考慮要素は、本件と同種の事案を考えるに当たって、有益な参考になるものと思われま

(2) 受忍限度に関する判断について

本件では、上記建物被害だけでなく、工事に伴う振動等により、申請人らが精神的被害を受けたと認められることから、かかる精神的被害が「違法な」権利侵害に当たるか否かが問題となりました。

私人間の振動、騒音等が違法な権利侵害となるか否かは、受忍限度論に基づいて判断する手法が、判例上確立しており、かかる振動、騒音等が受忍限度を超えるものであるか否かは、一般に、侵害行為の態様

と程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の公共性の内容と程度、被害の防止又は軽減のため加害者が講じた措置の内容、効果等の事情も考慮し、これらを総合的に考察して決すべきものと考えられています（最高裁平成6年3月24日判決・裁判集民事172号99頁参照）。

本裁定も、権利侵害の違法性を検討するに当たっては、上記見解にのっとり判断をしています。すなわち、本件において、被申請人は、工事による振動が受忍限度を超えるものではないことの根拠の1つとして、敷地境界における振動測定値が規制基準値を上回るものではなかったことを主張していたのですが、本裁定は、規制基準の遵守の有無は、諸事情の総合判断における一要素にとどまるものであり、測定値が規制基準値を上回っていないことだけをもって、受忍限度の範囲内であると即断することはできないとした上で、専門委員の知見等をも引用しながら、工事による侵害行為の態様及び程度、被申請人が講じた被害防止措置の内容等を認定・検討し、これら諸事情の総合的考察の結果、工事に伴う振動は、受忍限度を超えるものであるとして、被申請人の賠償責任を認めました。

本裁定は、受忍限度を判断するに当たって具体的に考慮される事情が何であるか、かかる事情をいかに認定し評価するか、規制基準と受忍限度との関係をいかに考えるかといった点の判断を詳細に示したものであり、事例判断ではありますが、受忍限度論を考えるに当たり多くの示唆を含むものであって、その意義は小さくないと思われま